



自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？
「もの言う」自由を守る会
ニュース31号
2024年1月25日



〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会
<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>
☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613

控訴審結審 画期的判決に向けて頑張ろう

12月12日の控訴審第7回口頭弁論。この日は、實原隆志・南山大学大学院法務研究科教授の証人尋問があり、その後には結審となる方向だったので、法廷をいっぱいに行きたい、と強く願っていました。

朝方の雨にもかかわらず100名余の方に足を運んで頂きました。法廷は満席となり、スタッフが傍聴席を譲る場面も



ありました。皆さまに感謝します。

12月6日になって、保留となっていた警察官証人尋問の採否が届きました。不採用という残念な決定ですが、裁判所が警察官証人尋問の必要性を認めてぎりぎりまで努力したことはわかりました。

實原教授の証人尋問の後、横山弁護士が、警察官証人尋問不採用についての意見と裁判所への要望を述べました。

裁判長から最終準備書面を出すか否かが問われ、弁護団は「必要ありません」と答えました。裁判所は最終弁論期日を入れる前提で考えていたようで、少し慌てた様子。奥に下がったの合議の後、判決期日が告げられ、結審しました。

《判決期日ご案内》

日時：2024年5月16日(木) 15時20分

場所：名古屋高等裁判所1号法廷

14:40～ 裁判所前集会／15:20～ 判決・旗出し
その後、桜華会館(桜花の間)にて報告集会

結審に当たって、一審原告は最後の意見陳述を行いました（欠席した松島さんの分は代理人が読み上げました）。

結審の日の裁判所前集会・報告
集会の動画をアップしています。
<https://youtu.be/7dBwr314H7I>



原告4名の意見陳述(要旨)

三輪唯夫



2014年7月24日、大垣署警備課がシーテックを呼ん

で、情報を意図的に流し、その時のやり取りが議事録として残され、スクープされました。中立であるべき警察が、いや住民に寄り添うべき警察が企業に加担したことに、怒りと不信感が体中からわきおこったことを覚えています。50年以上養鶏業を営み、ある時は行政と協力して県下で初めての養鶏場での鳥インフルエンザ対策訓練を私の農場でしてきました。そのような生活を守る行為がなぜ警察にマークされ危険視されるのか、今も分かりません。

上石津の防災士会の副会長をしている3年前に、防災士会の会長宅を訪れた

～ ～

近藤ゆり子



一審判決は、大垣警察とシーテック社の間でやりとりされ

た情報が、憲法13条で保護されるプライバシー情報だと認めました。公共の安全や秩序の維持に危害が及ぼされる危険性は抽象的にも生じていないとして、情報提供について賠償が認められました。

ところが、情報収集等と情報の抹消請求に関しての私たちの訴えは、退けられてしまいました。「原告らが過去に市民

時、数分内に警察官が訪れ声を掛けてきた時は、恐怖を感じました。

「生活を守る行為がなぜ警察にマークされるか」

この思いをこれからも抱えて生きていくのかと思うと苦痛です。10年前の私の行為は、私の生活を守るための運動です。それすらも警察にマークされる社会は誰のための何のための社会でしょう。生活を守る運動は市民運動となり、多層な社会の実現に必要不可欠です。このような運動の芽を潰さず伸ばすことは日本の民主主義の発展には必要です。今回の警察官の証人尋問で、なぜ、という疑問の解決の糸口になればと思いましたが、実現せず残念です。日本の民主主義が一步後退しました。なぜなら私の子供には私のような思いをさせたくないと思ったからです。

運動等を行ったこと」があり、「原告らが連携することにより市民運動に発展する可能性」があるからというのです。

一審判決は「原告らが…勉強会を行った…事実を認識してからは…原告らに関する情報収集等をする必要性があった」としてはいますが、私についていえば、これは明白な誤りです。新聞記事から1週間後の最初の意見交換で、警察は、私の氏名などの情報をシーテック社に提供しました。このとき私は、風力発電計画については何も知らず、無関係でした。具体の事業とは関係なく、ずっと以前から

私の情報を収集し、蓄積し、いつでも余所に提供できるように整理して保有していたことの表れです。

公安警察が、市民運動関係者の個人情報

を、日常的・継続的に収集をするのは

当然だというなら、日本には本当の意味での思想良心の自由、表現の自由があるとは言えないのではないのでしょうか。

憲法を活かし守るという裁判所の使命に則った公正なご判断をお願いします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

船田伸子



控訴審を通じて私が求めていたのは、なぜ私が公安警察の情報収集の対象になったのかを知ることでした。どうして私の病気について公安警察が知ったのか、入院の事実などないのになぜシーテック社に間違った情報を提供したのか、たくさんの疑問がありました。この「なぜ？」は、何も解決しませんでした。

このままでは私は、これからもずっと監視の目が光っていることを感じずにはいられません。警察だけでなく、警察が情報収集のために私につながる誰かを監視していると思うからです。何も分からないことこそが、私の不安をより強くし、日々生活していく上での不自由さを強いられることとなります。

私たち4人が、公共の安全と秩序の維持のために警察の情報収集の対象となり、秘密裏に収集された個人情報が市民運動を潰すために恣意的に歪められて提供されているとすれば、多くの人は監視されたくないよう、黙り込み、声をあげることがしなくなるでしょう。

これはまともな社会といえるでしょうか。

私は、この裁判を通じて当初感じていた情報を勝手に提供されたという個人の怒りは、今は情報収集こそが私たちが生きる社会にとって本当に恐ろしいことであり、自由と民主主義が失われた社会の恐怖へと変わっていきました。

私と私につながるすべての人たちの人権を守り、市民社会の自由と民主主義を守るために、警察の情報収集は違法であり、私の間違った情報、必要性のない情報のすべてを抹消することを命じる判断を心からお願いします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

松島勢至



シーテックの議事録によれば、2013年8月7日の意見交換

で、警察は市民運動の展開をおそれ、「平穏な大垣市を維持したいので」協力をお願いすると言っています。

本当に怒りを覚える発言です。

私は自分の生活の平穏を願って行動したのです。自分の生活を守るための活動

は日本国憲法の柱である「基本的人権」の行使です。そのことが否定されたのです。警察は国民のためにあるのです。誰かに自分の生き方を支配されることは最大の苦痛です。国民の権利が守られてこそ、人々はそのびのびと生きることができるのです。

裁判所に置かれましては公平中正な判断をされることを強く求めます。

結審 私たちの運動の拡がりが求められている



實原隆志・南山大学大学院法務研究科教授の証人尋問がありました。意見書をさらに深める充実した内容でした。まず「本件は、警察による個人情報の提供・収集・保有が問題となっている事例だ。だから、公的機関による個人情報の取扱いの憲法上の問題を問うものである」と述べ、憲法審査のあり方を詳しく説明しました。被告側は反対尋問をせず、裁判長からの補充質問がありました。

報告集会で、山田秀樹弁護士がこの日の法廷全体についての説明し、「今日結審したので、この裁判体で判決を書く、生活保護基準引き下げ裁判で画期的な判決を出したこともあり、期待したい」と述べました。横山文夫弁護士からは警察官証人尋問が実現しなかった民事訴訟法191条の「壁」について発言があり、「意見書ではもっと厳しく裁判所を批判したかったけど、これから判決を貰わなければならないから…」と参加者の笑いを誘っていました。

その後、出廷した各弁護士が、控訴審

を通じての思いなどを述べました。

報道関係者から「認否もせず、まともな主張もしない県や国は、裁判に負けても良いと思っ
ているのか？」という質問が出ました。被告側は、公安警察の活動について、一部でも表に出すくらいなら「この件の情報提供はマズかった」としてお金を払うことで済ませたい、と考
えているのでしょう。だからこそ、一審より踏み込んだ判決を勝ち取ることの大切さ、そして「この事件の判決」に限局させない私たちの運動の拡がり
が求められていると、改めて確認することができました。



判決に向けて 署名を集めて下さい

一審判決を乗り越え、情報収集・保有を断罪する判決を勝ち取るためにもう一踏ん張り。第1次集約(3月末日)、第2次集約(4月末日)。団体署名も集めています。署名用紙はHPからダウンロードできます。詳しくは事務局までお問合せを。

**「もの言う」自由を守る会
会員募集中！**

年会費：個人1000円、団体3000円

《会費・カンパ振込先》ゆうちょ銀行
記号番号 00800-0-216504
加入者名 「もの言う」自由を守る会

「もの言う」自由
を守る会HP ↓

